
エナジック販売店
会員規約

第1条 (販売店会員)

- 1、エナジック販売店会員とは、(株)エナジック (以下「会社」という) が定める申込み手続きを経て登録し、会社の取り扱う商品の提供及びそれらに関する各種サービスあるいはマージンを受ける資格を有する個人または法人を言います。

第2条 (販売店会員登録方法)

- 1、エナジック販売店会員 (登録済) の紹介が必要になります。
- 2、「販売店会員登録申請書・登録申告書」(現住所が確認できる公の証明書、分割払いの場合その申込書) を提出し承認を受けます。
- 3、会社の定める商品購入 (登録商品) が必要となります。
- 4、法人で登録する場合は、代表取締役が登録し、登記簿謄本の添付が必要となります。
- 5、登録申請の手続きは、会社指定の方法以外は受け付けません。

第3条 (会員資格条件)

- 1、エナジック会員規約及び法を遵守することのできる良識ある満20歳以上 (学生を除く) の方に限ります。
- 2、日本国内に居住を認められ、住居が一定している方。但し日本国籍を有しない方は、外国人登録証の写しが必要です。
- 3、会員を退会してから6か月以内の方は会員登録できません。
- 4、その他の入会資格については、会社において定める処によります。

第4条 (販売店会員として登録できない方)

下記に該当する方はいかなる場合においても入会、会員登録は出来ません。

- 1、未成年者及び満20歳以上であっても学生の方
- 2、エナジック会員を退会して6か月以内の方
- 3、破産者・成年被後見人・被保佐人及び法律行為のできない方
- 4、暴力団及びその関係者
- 5、社会的に問題を引き起こしている企業、機関、組合、団体に所属している幹部及び関係者
- 6、会社より会員として不適格者と判断され、会員資格を取り消された方
- 7、健全な会員募集活動及びサービス事業を営む上で、会社が不適格者と認めた方
- 8、会員の勧誘販売活動において特定商取引法などの関連法規に違反した事実が認められた方
- 9、第2条の販売店会員登録以外の方法で商品を購入した方
- 10、申込手続きにおいて虚偽の記載をした方
- 11、その他、前各項に準ずると会社に認められた方

第5条 (会員資格の取り消しと喪失)

下記に該当する方は会社の判断で販売店会員資格を取り消すことがあります

- 1、会員登録後であっても、第4条の各項のいずれかの該当者であることが判明した場合、及び販売店会員登録後、第4条の各項のいずれかに該当した場合
- 2、会員登録申請書に虚偽の記載が発覚した場合
- 3、会員規約第9条・10条の各項いずれかに該当した場合
- 4、販売店会員が特定商取引法・薬事法などの関連法規に違反した場合
- 5、会社及び他のエナジック会員の名誉を著しく棄損した場合
- 6、当該エナジック販売店会員が死亡した場合

第6条 (退会及び契約解除)

- 1、会員は退会届を提出することにより、いつでも解約して退会することができます。20日間のクーリング・オフ、次項の中途解約及び特定商取引法等に基づく契約の解除をのぞいては、会社からの購入商品代金等の返還はできません。
- 2、会員が入会后1年未満である場合で、商品の引渡しを受けてから90日以内の場合には、退会して購入した未使用品の商品を返品する事が出来ます。既に受け取っているマージンの返金ならびに購入金額の10%を解約手数料としてお支払い下さい。
- 3、特定商取引法に基づくクーリングオフ制度および中途解約・返品ルールを概要書面と契約書面で確認しなくてはなりません。

第7条 (登録料・会費)

- 1、会員登録の継続には、年会費は必要ありません
- 2、引っ越しなどのため登録地を国外に変更する場合は、別途の変更登録料が発生します。
- 3、会員は会社の承認の下に本人または相続人の申請で、販売店の権利を家族などに継承することができます。

第8条 (届出事項の変更)

- 1、会員が会社に届け出た会員登録申請書記入の氏名、住所、電話番号などに変更があった場合は、ただちに会社規定の変更届けを提出し手続きをして下さい。電話や口頭での受け付けは致しません。
- 2、前項の変更届けが出ていないために、規定の手続きがすすめられない場合があります。

第9条 (禁止行為)

①法律による禁止事項

- 1、重要事項の不告知および不実告知
商品の種類・性能・品質・効能や特定利益・特定負担・契約解除（クーリングオフ・中途解約・返品等）及び勧誘の際に連鎖販売取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事柄について、故意に事実のことを告げなかったり、不実のことを告げる行為は禁止されています。
- 2、威迫・困惑行為・契約解除妨害
勧誘契約に際して、あるいは契約の解除を妨げるために、相手方を威迫して困惑させる行為は禁止されています。
- 3、勧誘目的であることを告げずに、電話やメールなどで呼び出し、または路上などで呼び止めて誘引した者に対し公衆が出入りしない場所において、契約の締結について勧誘することは禁止されています。
- 4、著しく事実に相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であるとか、有利であると誤認させるような表示は禁止されています。
- 5、相手方となる消費者の承諾を得ないで電子メール広告を送信することは禁止されています。

②会員活動における禁止事項

以下の事項に該当する行為を禁止します。

- 1、会社が扱う商品の機能、効果が医薬品と誤解を与える言動
- 2、会社の許可なく会社が関係する協会、団体またはその関係者に連絡及び訪問すること
- 3、会社の許可なく会社名、ロゴマーク、商標、意匠等を使用し、独自広告、宣伝、インターネットホームページの開設及び印刷の製作及び展示会などへの出展を行うこと
- 4、会社の許可なく会社または他者の著作物である印刷物、文献、VTR、写真などの複写・製作及びその使用、または販売とそれを流布する行為
- 5、会社事業に伴う特許権・使用权・販売権・著作権などを侵害する行為、またはこれに関与する行為
- 6、会社または会員主催のセミナーなどにおいて、会社の許可なく録画、録音する行為
- 7、同業他社及びエナジック会員または会社に対する誹謗・中傷
- 8、勧誘販売活動において、虚偽または不実の内容を伝えること
- 9、勧誘販売活動において、深夜及び早朝などの非常識な時間帯の訪問をすること、並びに威迫または脅迫的言辞を用いること
- 10、勧誘販売活動において、拒否された場合には勧誘を続けないこと、また拒否している相手に再度の勧誘をしないこと
- 11、勧誘販売活動において、相手が消費できる分量を超えての過量販売をしないこと
- 12、作為的な会員系列作りの各種契約及びその契約者名義の貸し借り
- 13、正当な事由なく登録後の紹介者変更や系列の変更。但し会社が2年間以上実績がないと判断した会員を除きます。
- 14、会員の同系列のダウンを除いての重複登録及び別系列での重複登録
- 15、エナジック会員網、その他販売活動またはエナジック販売店活動を通じ、知己を得た者を会社事業以外の目的に利用すること、または利用しようとする行為
- 16、6A販売店会員資格取得後は、エナジック以外の他商品のネットワーク勧誘販売及び紹介する行為
- 17、法令・本規約の違反、その他公序良俗に反する行為
- 18、会社の発展、エナジック会員の活動促進を妨げる行為

第10条 (販売店会員の活動規範)

- 1、会員は独立した事業者であり、会社との雇用関係はなく株式会社エナジックの代表者、代理人、従業員ではありません
- 2、販売店活動に際し、その勧誘にあたって身分証明のできるもの（名刺等）、及び訪問勧誘の目的を相手方に明示しなければなりません。
- 3、会員入会の勧誘にあたっては、会社が作成した資料をもとに、会社概要、商品の説明及び特定負担、クーリングオフ、解約などの重要事項について、虚偽なく正しく行い、概要書面を必ず交付しなければいけません。
- 4、ビジネスを目的とする販売店会員として勧誘する場合は、ご自身が努力しなければ収入を得ることは出来ないということを必ず告げなければいけません。

- 5、一部の成功者の例を用いて、あたかも全員が成功するような誘い方や、たやすく儲かるからといった誘い方はしてはけません。
- 6、テレビ番組収録のビデオテープやDVD、新聞雑誌などの切り抜きコピー、商品体験者の感想文などを使用して、商品販売、ないし入会勧誘を行ってはなりません。

第11条 (会員の自己責任)

- 1、会員は独立した契約主体であり、会社との雇用関係はなく株式会社エナジックの代表者、代理人、従業員ではありません
- 2、会員はその活動を誠実に、また責任ある知識を活用して行わなければなりません。
- 3、会員はあらゆる法律および規則条例等を遵守する義務を負います。
- 4、会員の違法行為、本規約違反により生じた不利益な事態は、当該会員がその責任の全てを負わなければなりません。
- 5、会員間での金銭の貸借、代行振込などのトラブルに関して、当社は一切責任を負いません。
- 6、会社は、会社の事業目的以外で発生した会員の損害すべてに対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害を賠償する義務はないものとします。
- 7、会社が提供する事業の活動において、第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は自己の責任と費用をもって解決し、会社に対して一切の損害を与えないものとします
- 8、会社は、再販商品の瑕疵担保責任を負いません

第12条 (マージンの計算方法と支払)

- 1、マージンの計算方法と支払い基準対象は、会社が発行するマージン表に基づき計算されます。尚マージン表は会社の判断により変更することがあります。
- 2、マージンの支払いは、会員登録申請書に記入された指定口座に振込送金されます。
- 3、支払手続きは原則として、「受領及び登録確認書」「商品購入申込書の原本」が会社に提出されてからの受付となります。
- 4、承認されたマージンは、原則として必要書類の到着及び入金確認後の翌日から、土日祭日を除く概ね1週間を目安に送金されます。
- 5、カートリッジマージンは、累計30,000円以上を超えた時以降に、指定された方法で支払われます。
- 6、支払手数料は会社負担としますが、指定口座の誤りなど会員にミスがある場合は、受け取る会員の負担となります
- 7、税法による源泉税は差し引かれません

第13条 (マージン支払の停止と返還)

以下に該当する場合、マージンの支払いは停止され又、既に支払い済の場合は、会社に返還しなければなりません。

- 1、各種契約による契約代金、その他の債務について期日までに会社が支払の確認がとれない場合
- 2、クーリングオフ・中途解約及び契約の解除が発生した場合
- 3、会員規約第4条・5条・9条・10条・11条各項のいずれかに違反している場合
- 4、エナジック会員規約に違反している場合、及び違反して販売店会員資格を失った場合

第14条 (遅延利息)

会員が、料金その他の債務について支払期日を経過して支払いがない場合は、支払期日の翌日から起算して支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算した額を遅延利息として支払っていただきます。

第15条 (納税の義務)

販売店会員として得た所得については当然納税の義務が生じます、正しい申告をして下さい。

第16条 (管轄裁判所)

会社と会員との間で生じた紛糾は、双方ともに早期円満に解決する事に努めますが、万一訴訟となった場合は東京地方裁判所および東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 (準拠法)

会社と会員との諸契約に関する準拠法は、すべて日本の法律が適用されるものとします。

第18条 (既定外事項)

本規約に定め無き事項は、会社と会員とが誠意をもって協議し処理することにします。

第19条 (規約等の改正)

当社は会社情勢の変化、経済事情の変動、各システム変更、関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合、概要書面・契約書面・会員登録申請書などの内容を予告することなく、追加・訂正・加筆等により改定変更いたします。